

投稿年月日	平成 26 年 6 月 2 日	投稿者	大阪府在住
ご意見・ご提案 内 容	<p>関係者各位殿 拝啓 メールにて大変失礼を致します。関西人です。 さて、件名について 意見を述べさせていただきます。 官製談合事件で逮捕をされている公務員（特に、役職が市長・副市長）である方に、期末手当を支給するのは本当に問題無いのでしょうか？法的に問題は無い様ですが・・・。市民感情を察すると、後々に問題にならないのですか？ 市議会でも、異議申立てする方は一人もいないのですか？ 支給金額計から市民の為に何か出来る事は、あるはずだと思います。だったら、財政基盤が良い市政ですねー。⇒大阪でしたら、市議及び市民から反対運動が起きます。</p>		
回 答	<p>まずもって、今回の市長・副市長の不祥事によりご迷惑をおかけしておりますことを心よりお詫びいたします。</p> <p>この度、市長が官製談合防止法違反などの疑いで逮捕されたのが、5月20日（火）でした。突然のことであり職員一同、大変驚くと同時に言葉を失った次第でございます。</p> <p>今回の報道の件ですが、ある報道機関より市長等の給与・期末手当の支給に関して電話にて質問があったのが、5月30日（金）でした。</p> <p>当課のコメントとしましては、5月30日現在では、まだ刑も確定しておらず、また、市長との十分なコンタクトもとれず、加えて辞職願も提出されていないという状況下において、条例や規則、また同様の判例等に基づき総合的に考えると、特別職である市長（一般職と違い地公法の適用を受けず、懲戒処分等がない）に対して、現時点では法的に支払いを止める手立てが見つからない。払うのはおかしいという住民感情は十分理解できるが、払わざるを得ないのではないかと。非常に悩ましい。というコメントでしたが、記事の内容としてはあのように掲載されました。</p> <p>よって、5月30日時点で、支給することを決定したということではありません。</p> <p>尚、本件についてはその後進展があり、6月6日に市長より辞職願が提出されるとともに、給与及び期末手当については、はっきりと受け取る意志がないとの報告を受けました。</p> <p>よって、本人に受け取る意志がないこと、加えて南島原市民の感情を最大限考慮したうえで、職員に対する条例等を準用し、市長・副市長に対する給与・期末手当に関しては、一時差し止めとし、禁固刑以上の刑が確定したならば支給しない。ということをご正式に決定いたしました。</p> <p>本件に関しまして、大変お騒がせいたしましたことを改めて深くお</p>		

	詫び申し上げます。
担当課	人事課